

情報通信技術委員会 選挙規則

平成15年11月13日 理事会決定
最近改定 平成27年5月27日

情報通信技術委員会に於ける選挙規則を以下のとおり定める。これに反する諸規程に対してはこの規則が優先する。

第1条 適用範囲

本規則は、以下の者を対象とする選挙に適用する。

- (1) 標準化会議正副議長
- (2) 専門委員会正副委員長

第2条 選挙の管理

選挙に関する管理を行う為に選挙管理会を設ける。選挙管理会は、そのたびに、第1条の選挙職及びその立候補者外から、第1条の(1)の選挙の場合は標準化会議で、その委員の中から、第1条の(2)の選挙の場合は当該専門委員会で、その委員の中から決定する3人の委員をもって組織する。選挙管理会は、選挙管理事務に関し、事務局を監督する。選挙管理会には互選による委員長をおく。

第3条 選挙権及び被選挙権

第1条の(1)の選挙では標準化会議委員が、第1条の(2)の選挙では当該専門委員会の正会員の委員が、選挙権を有する。なお、当該専門委員会に一会員が複数の委員を登録している場合は、その会員が指名した委員とする。

2 第1条の(1)の選挙では正会員の職員が、第1条の(2)の選挙では当該委員会の正会員の委員が被選挙権を有する。

第4条 選挙の方法

選挙は投票により行う。投票は各選挙につき、有権者1人1票とし、投票の秘密は守られる。何人も投票した内容について陳述する義務はない。もつとも、選挙の告示前に有権者全員の合意の下、発声、拍手をもって選出し、その余の一切の選挙の手続を省くことを妨げない。

第5条 任期終了に伴う告示の期間

選挙の告示は、任期が終了する日の5週間前までに行わなければならない。ただし、これにより難い正当な事由がある場合はこの限りではない。

第6条 辞任に伴う告示の期間

選挙の告示は、辞任の届けがあってから1週間以内に行わなければならない。ただし、これにより難い正当な事由がある場合はこの限りではない。

第7条 選挙の告示

選挙の告示は、選挙管理会が行う。

2 選挙の告示は、以下の内容による。

選挙の対象
定員
立候補者の受付開始日と締切日

有権者の名簿
投票の方法
投票の場所
投票日あるいは投票期間

3 告示の方法は、書面を郵送する方法または電子的な手段を利用する方法とする。

第8条 立候補の受付等

立候補者の受付は、選挙の告示日から起算して、2週間とする。

2 立候補者は以下の事項を記載した届出書を選挙管理会に提出しなければならない。また、本人の承諾を得た他の有権者は、推挙による立候補の届出書を提出することができる。なお、受付締め切り日前であれば、立候補を取り消すことが出来る。

届け出月日：
会員名：
立候補者名：
略歴：

3 選挙管理会は、立候補者の届出書を受付次第、その順に立候補者名を告示する。ただし、これにより難い正当な事由がある場合はこの限りではない。

4 第1条の選挙職への立候補が1人の場合、投票を行わず、直ちにこの者に当選が確定する。

第9条 投票

投票の実施方法は、以下の1方法を選択することができる。選挙管理会がこの中から最も適当であると判断したものを選択する。

- (1) 集会形式による投票
- (2) 電子投票
- (3) 書面投票（郵送またはFAX投票）

2 投票期日又は期間は、少なくとも一週間の周知期間を経て以下のとおりとする。

- (1) 集会形式による投票の場合は、選挙することが会議の議題として決定し登録されている会議開催日とする。
- (2) 電子投票の場合は、1週間とする。なお、第10条の定めにより再投票になった場合は、再度1週間の投票期間を定める。
- (3) 書面投票の場合は、1週間とする。なお、第10条の定めにより再投票になった場合は、再度1週間の投票期間を定める。

3 投票の立場は、投票に対する棄権か立候補者に対する賛成かのいずれかとする。

4 集会形式により投票が行われる場合のみ、事前に票を書面により提出することができる。この場合、他の委員への委任は認めない。

- 5 選挙管理会は、投票終了後、すみやかに以下の項目を告示しなければならない。
 - (1) 選挙の対象
 - (2) 投票期間
 - (3) 有権者総数
 - (4) 投票した有権者数
 - (5) 立候補者ごとの有効票数、賛成票数、及び棄権票数

第10条 当選者の決定

第1条の(1)の当選者の決定には有権者数の3分の2以上の賛成の得票を要する。なお、複数の立候補者のいずれの立候補者も3分の2以上の票を得ることができなかった場合は、上位2名の立候補者に対して再度選出のための投票を行い、多数の得票者を当選者とする。得票数が同じ場合は、抽選により当選者を決定する。

- 2 第1条の(2)の当選者の決定には、有権者数の過半数の賛成の得票を要する。複数の立候補者のいずれの立候補者も過半数の賛成の票を得ることができなかった場合は、上位2名の立候補者に対して再度選任のための投票を行い、多数の賛成の票を得た者を当選者とする。得票数が同じ場合は、抽選により決定する。

第11条

選挙管理会は、前条の決定の結果に基づき、すみやかに当選人に当選の旨を告知し、また当選者を告示する。

- 2 前項による告示に異議がある者は、選挙管理会に異議を提出することができる。異議を提出することができる期間は、告示が出された後、1週間とする。異議が提出された場合、選挙管理会は、投票内容の確認を行い、その結果に基づき、再度前項の告示を行わなければならない。

附 則

この規則は、平成27年6月22日から施行する。